

諮問番号：諮問第 42 号

答申番号：答申第 42 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 4 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

審査請求人の病気は波があり、安定していない。平成 29 年 7 月 22 日から同年 8 月 21 日までは入院を要したのに、処分庁はわかっている。本件処分により、審査請求人は法的権利を侵害されている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害者の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）で定める状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき定められた「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）では、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動の制限）の状態

の確認、精神障害の総合判定という順を追って行うとされているため、それに沿って、本件処分が適正に行われたか、以下判断する。

(1) 精神疾患の存在

精神疾患の存在については、診断書の記載から、審査請求人には、判定基準の「気分（感情）障害」及び「発達障害」の存在が認められる。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態

精神疾患（機能障害）の状態については、診断書の記載から、審査請求人には「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期」及び「発達障害」があることが認められる。機能障害の程度に関しては、診断書の記載からは、気分（感情）障害の程度が著しいとは認められない。また、発達障害に関しても、診断書の記載からは、発達障害の症状があることは認められるが、その程度が高度であるとは認められない。また、診断書において、特に症状が著しい又は高度であることをうかがわせるその他の記載もない。

したがって、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準の障害等級3級に該当するものと判断される。

(3) 能力障害（活動制限）の状態

能力障害（活動制限）の状態については、診断書の記載から、日常生活に一定の制限があることは認められるが、単身生活ができており、障害福祉等のサービス利用もないこと等からすれば、その程度は軽いものと認められる。

したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態を判断すると判定基準の障害等級3級に該当するものと判断される。

(4) 障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、上記(1)から(3)までの状況から、審査請求人に係る精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態は、いずれも障害等級3級程度と認められ、処分庁が、審査請求人の障害等級を統合的に判断して3級と決定したことに、違法又は不当な点は認められない。

(5) 審査請求人の障害等級を判定するに当たって、他に考慮すべき特段の事情も認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年11月15日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月19日の審査会にて調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、自身の病気に波があること、平成29年7月22日から約1か月間入院を要したのに、処分庁はそのことを理解していないこと、本件処分により審査請求人は法的権利を侵害されていることを理由として、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が施行令で定める状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。判定基準では、手帳の障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動の制限）の状態の確認、精神障害の総合判定という順を追って行うとされているため、それに沿って、本件処分が適正に行われたか、以下判断する。

精神疾患の存在については、診断書の記載から、審査請求人には、判定基準の「気分（感情）障害」及び「発達障害」の存在が認められる。精神疾患（機能障害）の状態については、診断書の記載から、審査請求人には、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期」及び「発達障害」があることが認められる。機能障害の程度に関しては、診断書の記載からは、気分（感情）障害の程度が著しいとは認められない。また、発達障害に関しても、診断書の記載からは、発達障害の症状があることは認められるが、その程度が高度であるとは認められない。また、診断書において、特に症状が著しい又は高度であることをうかがわせるその他の記載もない。したがって、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準の障害等級3級に該当するものと判断される。

能力障害（活動制限）の状態については、診断書の記載から、日常生活に一定の制限があることは認められるが、単身生活ができており、障害福祉等のサービス利用も

ないこと等からすれば、その程度は軽いものと認められる。したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態を判断すると判定基準の障害等級３級に該当するものと判断される。

障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行くとされているところ、上記の状況から、審査請求人に係る精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態は、いずれも障害等級３級程度と認められ、処分庁が、審査請求人の障害等級を統合的に判断して３級と決定したことに、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人の障害等級を判定するに当たって、他に考慮すべき特段の事情も認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第２部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子

別紙 1 診断書の記載内容

① 病名

主たる精神障害 双極性障害 ICDコード (F 3 1)
従たる精神障害 自閉スペクトラム症 ICDコード (F 8 4)
身体合併症 注意欠陥多動性障害 F 9 0

② 初診年月日

主たる精神障害の初診年月日 平成 2 3 年 1 月 2 0 日
診断書作成医療機関の初診年月日 平成 2 7 年 1 2 月 8 日

③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容

推定発病時期 平成 2 4 年頃

始歩 1 2 ヶ月、偏食が強く、迷惑、建前、秘密などがわかりにくい子供であった。自分の気持ちも言いにくく、ケアレスミス、忘れ物も多かった。大学までは大きな問題なく過ごせ、看護師としての仕事で患者とトラブルをおこす事もあったが。おおむね仕事はこなせていた。H 2 2 年 8 / 1 6、産業保健師として就職し、苦手な企画業務やスケジュール管理などがうまくいかず、発達障害者支援センター受診。発達障害疑われ医療機関 A 受診。自閉スペクトラムの診断で医療機関 B へ移るも、その後より躁うつ傾向目立ち、H 2 4 年 4 / 9 より医療機関 C 受診。その後 H 2 7、1 2 / 8 当院へ紹介受診となった。

④ 現在の病状、状態像等

(1) 抑うつ状態は、「1 思考・運動抑制、3 憂うつ気分」に該当

(2) 躁状態は、「3 感情高揚・易刺激性」に該当

(1 0) 知能・記憶・学習・注意の障害は、「5 遂行機能障害、6 注意障害」に該当

(1 1) 広汎性発達障害関連症状は、「1 相互的な社会関係の質的障害、2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害、3 限定した常同的で反復的な関心と活動」に該当

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

父の死の際過労が重なり、その後抑うつ状態続くも、どうにか勤務している。

検査所見：W A I S III I Q 1 1 1、単語 1 3、算数 7、語音 1 6、組合せ 7 とバ

ラつきあり。(H22 12/8施行)

⑥ 生活能力の状態

1 現在の生活環境 在宅(ア 単身)

2 日常生活能力の判定

「自発的にできるが援助が必要」と評価されたもの

(1) 適切な食事摂取、(2) 身の清潔保持、規則正しい生活

「おおむねできるが援助が必要」と評価されたもの

(3) 金銭管理と買物、(5) 他人との意思伝達・対人関係

(6) 身の安全保持・危機対応、(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

「適切にできる」と評価されたもの

(4) 通院と服薬(要)、(7) 社会的手続や公共施設の利用

3 日常生活能力の程度

(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

気分の波によって能力が発揮出来ず支障が出る事多い。

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

なし

⑨ 備考 (記載なし)

別紙2 法令及び判定基準等

1 施行令

第6条第1項 法第45条第2項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。

同条第3項 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

2 判定基準（要旨）

障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこと。

判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。

精神疾患（機能障害）の状態の具体的な判定基準（抜粋）

2級の基準

2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの

7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの

3級の基準

2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その病状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返

返すもの

- 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの

能力障害（活動制限）の状態の具体的な判定基準

2級の判定基準

- 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。
- 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。
- 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。
- 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。
- 7 社会的な手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。

（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

3級の判定基準

- 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。
- 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。
- 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。
- 6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。
- 7 社会的な手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。

8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。

(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

3 留意事項（抜粋）

能力障害（活動制限）の状態の判定についての部分

(5) 診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄等を参考にすることになる。「2 日常生活能力の判定」欄の(1)～(8)のそれぞれの項目については、「できない」ものは障害の程度が高く、「援助があればできる」、「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」、「自発的にできる・適切にできる」の順に順次能力障害（活動制限）の程度は低くなる。(以下略)